

# 社会福祉法人学而会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は社会福祉法人学而会の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等に対して、報酬等を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議員会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時の監査、検査
- (3) 行政機関による監査、検査の立会い
- (4) 役員等の研修会及び他の施設の視察
- (5) 借入金の申請及び返済に伴う業務
- (6) その他理事長が必要と認めた業務

(報酬等の算定方法)

第3条 前条第1号から第3号に定める業務の報酬は、1日当たり1万円（所得税等控除後）に出席日数を乗じた額を支給する。

2 前条第4号、第5号に定める業務の報酬は1日当たり1万円（所得税等控除後）とし、旅費は、「社会福祉法人学而会 旅費規程」を準用し、施設長の旅費（日当を除く。）に相当する額を支給する。

3 前条第6号に定める業務の報酬は、業務内容に応じて、前2項に規定する額を支給する。

(退職慰労金)

第4条 役員等が退職した場合、退職慰労金を支給する。

2 支給対象者は、2年以上在職した役員等とする。

(退職慰労金の支給額)

第5条 役員等に対する退職慰労金は在籍月数（1未満の端数は切り上げ）を12月で除した数に1万円を乗じた金額とする。

2 支給額に1万円未満の端数がある場合は、1万円に切り上げる。

3 前2項の規定にかかわらず、支給上限額は5万円（所得税等控除後）までとする。

(報酬等及び退職慰労金の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬等はその都度支給する。

2 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(適用除外)

第7条 施設職員であって役員を兼務する者については、役員としての第2条に定める業務に対する報酬及び第4条の退職慰労金は支給しない。

(その他)

第8条 この規程に定めのない事項については、評議員会にて定める。

## 附 則

1 この規程は、平成29年6月19日から施行し、平成29年6月19日から適用する。

2 社会福祉法人学而会 役員等の費用弁償等に関する規程（平成15年10月1日制定）及び社会福祉法人学而会 退職慰労金に関する規則（平成24年3月22日制定）は、これを廃止する。